

J A R Aパラローイング委員会選手選考規定

(目的)

第1条 本規定は、公益社団法人日本ボート協会パラローイング委員会（以下、「J A R A P R C」という）における日本代表選手・強化指定選手・育成指定選手（以下、「協会指定選手」という）、協会指定コックス、地域育成選手の取扱い、選考方法等について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 J A R A P R Cにおける協会指定選手、協会指定コックス、および地域育成選手の認定を受けられる対象者は、下記要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者であること。
- (2) 国際ボート連盟(以下、「F I S A」という。)の定める障がいクラスに該当すること。
- (3) 該当する障がいクラスに応じ、健康上の問題が無く、当該ボート競技を行う上で、心身ともに支障がないこと。
- (4) 日本代表選手になりたいと強く希望する者。
- (5) トップアスリートとして心技体に優れるとともに、礼儀と規律を遵守し、他の模範となり得る選手。
- (6) 公益社団法人日本ボート協会の選手登録者であること。
- (7) 18歳未満の選手、I D種目の選手においては、親権者その他の保護者の了承を得られ、その同意書を提出した者であること。

(対象種目)

第3条 協会指定選手、地域育成選手の認定を行う種目は下記の種目とする。ただし、対象種目の代表クルーが組成できない場合は、選考を行わない事がある。なお、インドア大会においてはこの限りではない。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ・ P R 1 M 1 X | ・ P R 3 M i x 2 X |
| ・ P R 1 W 1 X | ・ P R 3 M 2 - |
| ・ P R 2 M i x 2 X | ・ P R 3 W 2 - |
| ・ P R 2 M 1 X | ・ P R 3 M i x 4 + |
| ・ P R 2 W 1 X | ・ P R 3 M i x I D 4 + |

(選手区分)

第4条 協会指定選手、協会指定コックス、地域育成選手の区分を下記の通り定める。

- (1) 日本代表選手
日本代表にふさわしい優れたパフォーマンスを発揮し、かつ日本代表としての誇りを持って国

際大会等で競える者。

- (2) 強化指定選手
日本代表選手になる可能性を持ち合わせていると、各種のデータ、要因等に基づき J A R A P R C が認めた者。
- (3) 育成指定選手
今後、強化指定選手になる可能性を持ち合わせていると各種のデータ、要因等に基づき J A R A P R C が認めた者。
- (4) 協会指定コックス
国際大会へ日本から対象種目への派遣がある場合に、協会の指定によりコックスとして出場する者。
- (5) 地域育成選手
各都道府県協会等が主管し、今後、協会指定選手になり得る可能性を持ち合わせていると各種のデータ、要因等に基づき J A R A P R C が認めた者。

(選考方法、選考時期、指定期間)

第5条 協会指定選手、協会指定コックス、地域育成選手の選考方法・時期および期間を下記の通り定める。

- (1) 日本代表選手
 - (ア) 選考方法
強化指定選手の中から J A R A P R C が別に定める選考基準を満たした者を日本代表選手とする。
なお、この選考方法および選考基準の詳細はその都度、J A R A P R C にて決定する。
ただし、クルー編成上、強化指定選手以外からも日本代表選考を行うことがある。
 - (イ) 選考時期
各種大会日程を考慮し、都度選考日程を別途定める。
 - (ウ) 指定期間
各種大会日程を考慮し、都度指定期間を別途定める。
 - (エ) 事前通知
選考方法、選考時期、指定期間は、選考会開催の30日以上前に対象選手に適宜の方法で通知する。
- (2) 強化指定選手
 - (ア) 選考方法
J A R A P R C が別に定める基準を満たした者を強化指定選手とする。
なお、この選考方法および選考基準の詳細はその都度、J A R A P R C にて決定し、別途、対象者へ適宜の方法で事前通告するものとする。
 - (イ) 選考時期
原則として、毎年12月までに翌年度(4月以降)の選考を行う。

(ウ) 指定期間

当該年度（４月１日から翌年３月３１日まで）とする。ただし、JARAPRCはこの期間にとらわれず、強化指定選手の扱いをすることがある。また指定期間の更新・延長を妨げない。

(エ) 事前通知

選考方法、選考時期、指定期間は、選考会開催の３０日以上前に適宜の方法で対象選手に通知する。

(3) 育成指定選手

(ア) 選考方法：以下のどれか一つの要件に当てはまる者とする。

- ・細則「JARAパラローイング委員会 強化指定選手等区分けタイム一覧表」にある育成指定選手の選考基準を満たし、各種のデータ、要因等に照らし、今後、強化指定選手への格上げが期待できる者。
- ・身体的要件に優れ、各種のデータ、要因等に照らし、今後、強化指定選手への格上げが期待できるとJARAPRCが判断した者。

(イ) 選考時期

原則として、毎年１２月までに翌年度（４月以降）の選考を行う。ただし、指定を希望する選手は随時、選考を受けることができることとする。

(ウ) 指定期間

当該年度（４月１日から翌年３月３１日まで）とする。ただし年度途中での選考が行われた場合で、JARAPRCが認めた日から当該年度の３月３１日までとする。またJARAPRCは指定期間にとらわれず、育成指定選手の扱いをすることがある。なお、指定期間の更新・延長を妨げない。

(4) 協会指定コックス

(ア) 選考方法

細則「JARAパラローイング委員会 指定コックス選考方法および基準」にて選考された者を協会指定コックスとする。

(イ) 選考時期

原則、毎年３月までに翌年度（４月以降）の選考を行う。

(ウ) 指定期間

当該年度（４月１日から翌年３月３１日まで）とする。ただし年度途中での選考が行われた場合においてもJARAPRCが認めた日から当該年度の３月３１日までとする。またJARAPRCは指定期間にとらわれず、協会指定コックスの扱いをすることがある。

(エ) 指定人数

若干名とする。

(5) 地域育成指定選手

(ア) 選考方法

都道府県協会等より J A R A P R C へ推薦要請がある場合、細則「J A R A パラローイング委員会強化指定選手等区分けタイム一覧表」にある地域育成選手の選考基準にて選考する。

(イ) 選考時期

特に定めず、随時受け付けるものとする。

(ウ) 指定期間

選考時期に関わらず当該年度（4月1日から翌年3月31日まで）とする。ただし各都道府県協会等が翌年3月31日より前に終了時期を定めるときは、それに従う。

(協会指定選手、協会指定コックス、地域育成選手の認定解除)

第6条 協会指定選手、協会指定コックス、および地域育成選手に認定された者は、下記の各号のいずれかに該当した場合、解除されることがある。

- (1) J A R A P R C もしくは各都道府県協会の定める指定期間が満了したとき。
- (2) 競技力が著しく低下し、協会指定選手、協会指定コックス、地域育成選手に適さないと J A R A P R C が判断したとき。
- (3) 競技活動を停止もしくは継続できないと J A R A P R C が判断したとき。
- (4) 協会指定選手、協会指定コックス、および地域育成選手の品位または名誉を傷つけ、協会指定選手、地域育成選手に適さないと J A R A P R C が判断したとき。
- (5) J A R A P R C の事前承認を得ずに協会指定選手、協会指定コックス、および地域育成選手がスポンサーの宣伝に協力する契約を締結したり、自己の氏名・写真・競技成績などを広告に使用させ、あるいは競技用資器材の販売を直接又は間接に行うなどの行為をしたとき。
- (6) J A R A P R C が禁止した競漕会に参加したとき。
- (7) ドーピング違反、又は暴力行為、各種ハラスメントなど、フェアプレー精神に違反したとき。
- (8) 反社会勢力との関係が認められたとき。

(日本代表選手・強化指定選手の遵守事項)

第7条 日本代表選手・強化指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て J A R A P R C の承認を得なければならない。

- (1) 指定された強化練習、強化合宿、セミナー受講等、強化活動への参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 指定された連盟主催等行事への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) F I S A、公益社団法人日本ボート協会などの規則・規定

特に F I S A 競技者資格規程が適用されるので留意すること

(各指定選手の取り扱い)

第8条 各種指定選手の取り扱いを下記の通り定める。ただし、この条項に当てはまらない状況が発生した場合はその都度、JARAPRCにて検討を行いその決定を優先することとする。

なお、強化活動や大会に参加する費用、艇・オール・シート等装備品は、原則個人負担とする。ただし、寄付や助成金があるときは軽減されることがある。

(1) 日本代表および強化指定選手

協会所有器具の使用	最優先で使用することができる。
助成金各種	対象となる。 ※別に定める規定による。
強化活動参加	必須とする。
協会普及活動手伝い	状況によって必須参加となる。

(2) 育成指定選手

協会所有器具の使用	原則、使用できない。(空きがあれば、状況により可能とする。)
助成金各種	状況により一部対象となる。 ※別に定める規定による
強化活動参加	状況により必須とする。
協会普及活動手伝い	協会が本人へ打診し、本人が希望した場合のみ

(3) 協会指定コックス

協会所有器具の使用	使用できる。
助成金各種	対象となる。 ※別に定める規定による
強化活動参加	必須とする。
協会普及活動手伝い	状況によって必須参加とする。

(4) 地域育成選手

協会所有器具の使用	原則、使用できない。
助成金各種	無し ※各地域助成金はこの限りではない
強化活動参加	本人が希望し、協会が許可した場合に参加可能とする。
協会普及活動手伝い	できない。

なおお宿や国際大会にかかる参加費用は個人負担とする。ただし、寄付や助成金があるときは軽減されることがある。

(その他)

第9条 注意事項として下記を定める。

(1) 種目は障がいの度合いにより事前決定とし、変更はできない。

(2) 選考はJARAPRCで行い、理事会にて決定承認する。

(細則)

第10条 この規定の施行について必要な細則は、JARAPRCの議決を経て、JARAPRC委員

長がこれを定める。

附則

この規定は、平成30年12月14日から施行する。

以上